

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく
第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成21年5月7日～6月8日 (トウモロコシ1件、ダイズ2件))

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成21年5月7日（木）から6月8日（月）まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファクス又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

2. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数 4通

整理した意見数 4件

3. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

「遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件」に対する意見の概要及び対応方針について
(平成21年5月7日～6月8日 (トウモロコシ1件、ダイズ2件))

該当箇所	意見要旨	対応方針	件数
1 遺伝子組換えトウモロコシ・ダイズについて	<p>学識経験者の意見について、非遺伝子組換え大豆・トウモロコシへの影響についても確認する必要があるのではないかでしょうか。</p> <p>その上で、すべての食品に遺伝子組換え農産物の使用・未使用を記載していけば、消費者に遺伝子組換え農産物の是非を問うことができるのではないかでしょうか。</p>	<p>遺伝子組換え農作物に関しては、食品、飼料としての安全性及び野生動植物への影響についてそれぞれ関係法令に基づき科学的に評価し、問題のないもののみが栽培、流通する仕組みとなっています。</p> <p>一方、非遺伝子組換え農作物と承認を受けた遺伝子組換え農作物の栽培による交雑については、生物多様性への影響の問題とは異なり、非遺伝子組換え農作物と遺伝子組換え農作物との交雫・混入を避け、農作物の生産・流通上の混乱を生じさせないようにすることが重要です。現在のところ食用の農作物について、国内では商業栽培されていませんが、商業栽培が行われる場合には、非遺伝子組換え農作物を栽培する農家との間で問題が生じないよう、あらかじめ周辺農家等の理解を得るとともに、交雫防止等の措置を徹底するよう農林水産省では都道府県を通じて指導（要請）しています。</p> <p>また、食品としての安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品衛生法に基づき表示ルールが定められています。我が国で流通する可能性のある7種類の遺伝子組換え農産物（じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた及びアルファルファ）と、これらを原材料とし、加工後も組み換えられたDNA又はこれらによって生じたたん白質が検出できる32種類の加工食品群については「遺伝子組換えである」等の表示が義務づけられています。</p> <p>なお、表示を義務づける対象については、遺伝子組換え農産物の流通実態等を踏まえ、適宜見直しを行うこととしています。</p>	1
2 遺伝子組換えダイズの交雫について	今回のダイズ2件については、雑種第一代が実際に発生した場合の雑種強勢の可能性や、仮に雑種第一代が生じた場合、その後代（雑種第二代）	<p>今回申請のあった遺伝子組換えダイズについては、ダイズと交雫可能な近縁野生種として我が国に分布しているのはツルマメのみであることから、ツルマメとの交雫の可能性について検討しました。</p> <p>その結果、①ダイズとツルマメの開花期は重なりにくく、交雫はするものの、人為的に、ツルマメを組換えダイズに巻きつかせて生育させ、</p>	1

		<p>へ遺伝する可能性が評価されていないのではないでしょか。</p>	<p>開花時期を合わせた場合でもツルマメ種子32,502粒中1粒がダイズと交雫し、雑種が生じていたとの報告があること ②これまでにダイズとツルマメの雫種は確認されているものの、遺伝子解析の結果、ダイズ由来遺伝子のツルマメ集団中への浸透は確認されなかつたとの報告があること ③本組換えダイズの種子の生産量、花粉形態及び花粉稔性など生殖に関する形質が対照の非組換えダイズと同程度であること等から、本組換えダイズとツルマメの交雫率は、従来のダイズとツルマメと同等に低く、仮に本組換えダイズとツルマメが交雫し雑種が生じたとしても、導入した形質により競合における優位性を高めるとは考え難く、その雫種がツルマメの集団において優占化する可能性は低いと考えられます。 したがって、交雫性に起因する生物多様性影響を生ずるおそれはないとの申請者による結論は妥当であると判断しました。 なお、今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。</p>	
3	遺伝子組換え生物等の安全性について	<p>学識経験者の意見を参考しながら判断したとしても、開放系での働きはわからないことが多いと思います。周囲の植物と交配し、自然界で農薬耐性植物が生育し、農業への経済的被害や農薬の多散布などに繋がる心配はないのでしょうか。</p>	<p>我が国の自然環境中には、トウモロコシと交雫可能な野生植物は生育していません。また、ダイズにおいても、近縁野生種であるツルマメとの雫種が定着する可能性は極めて低いと考えられます（意見2対応方針参照）。したがって、自然界で農薬耐性植物が定着する可能性は極めて低く、農業への経済的被害や農薬の多散布などに繋がる心配はないと考えております。 今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。</p>	1
4	生物多様性影響について	<p>「学識経験者」とは誰であるのか、反対意見はなかったのか等、テレビ等多くの人が知ることができる方法で公表すべきではないでしょうか。 将来何か問題が発生した場合は、どうするのでしょうか。</p>	<p>生物多様性影響評価は、専門の学識経験を有する者によって構成された生物多様性影響評価総合検討会において、各案件ごとに我が国の生物多様性への影響（競合における優位性、有害物質の產生性、交雫性など）について、実験データ等に基づき、科学的かつ客観的な評価を行っています。したがって、遺伝子組換え作物について、賛成や反対といった意見を求め、その調整を行うといった性格のものではありません。 この生物多様性影響評価総合検討会は、公開で開催されており、学識経験者の名簿、議事録、資料等については、農林水産省ホームページで公表（アドレスhttp://www.saffrc.go.jp/docs/committee/diversity/to</p>	1

p.htm) しておりますので、ご覧頂ければと思います。

また、将来仮に生物多様性影響が生ずるおそれが認められるようになった場合には、申請者自らが生物多様性影響を効果的に防止するため取りるべき措置について定めた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を防止するための措置をとることになります。

さらに、主務大臣は、申請者による措置が適切でない場合等も含め、生物多様性影響を防止するため緊急の必要があると認めるときには、必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等の使用者等に対して使用等の中止その他の必要な措置をとるよう命ぜることができますとされており、このような措置により生物多様性に影響が生ずることがないよう対応することとしています。

今後とも科学的な情報収集に努め、評価結果に影響を与えるような知見が得られた場合には、評価を見直すこととしています。

なお、御指摘のあった生物多様性影響の審査に関する手続きについても、国民によりわかりやすくするような取組みを工夫していきたいと考えております。